

## マーシャル諸島共和国

2022年7月13日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)  
同 [柳田 忍](#)  
同 [近藤綾香](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年7月12日
法律事務所	Reeder & Simpson, P.C.
担当弁護士	Dennis J. Reeder, Managing Director Gregory J Danz, Attorney at Law
連絡先	dreeder.rmi@gmail.com – 808-352-0749

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令は存在しないが、個別の分野に適用される法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 銀行法及び規則 (Title 17 MIRC, Chap. 1)<ul style="list-style-type: none"><li>- URL : <a href="https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/1987/1987-0009/BankingAct1987_4.pdf">https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/1987/1987-0009/BankingAct1987_4.pdf</a></li><li>- 施行状況 : 1987年3月20日施行</li><li>- 対象機関 : 金融機関または銀行協会委員会</li><li>- 対象情報 : 規定なし</li></ul></li><li>■ 所得税法 (Title 48 MIRC Chap. 1, § 132)<ul style="list-style-type: none"><li>- URL : <a href="https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/1989/1989-0050/IncomeTaxAct1989_2.pdf">https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/1989/1989-0050/IncomeTaxAct1989_2.pdf</a></li><li>- 施行状況 : 1989年4月14日施行</li><li>- 対象機関 : 財務省</li><li>- 対象情報 : 納税者個人に関する一切の情報</li></ul></li><li>■ 2002年マネーロンダリング防止規則 (Anti Money Laundering Regulations 2002)<ul style="list-style-type: none"><li>- URL : <a href="https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/SUBORDINATE/2002/2002-0001/Anti-MoneyLaunderingRegulations2002_1.pdf">https://rmiparliament.org/cms/images/LEGISLATION/SUBORDINATE/2002/2002-0001/Anti-MoneyLaunderingRegulations2002_1.pdf</a></li><li>- 施行状況 : 2002年1月1日施行、2010年5月13日改正</li><li>- 対象機関 : 全ての銀行及び金融機関</li><li>- 対象情報 : 規定なし</li></ul></li></ul>
------------------	---

個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし																
OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>OECDプライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="375 533 1444 929"> <tr> <td data-bbox="375 533 798 582">① 収集制限の原則</td> <td data-bbox="798 533 1444 582">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 582 798 631">② データ内容の原則</td> <td data-bbox="798 582 1444 631">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 631 798 680">③ 目的明確化の原則</td> <td data-bbox="798 631 1444 680">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 680 798 730">④ 利用制限の原則</td> <td data-bbox="798 680 1444 730">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 730 798 779">⑤ 安全保護の原則</td> <td data-bbox="798 730 1444 779">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 779 798 828">⑥ 公開の原則</td> <td data-bbox="798 779 1444 828">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 828 798 878">⑦ 個人参加の原則</td> <td data-bbox="798 828 1444 878">該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 878 798 929">⑧ 責任の原則</td> <td data-bbox="798 878 1444 929">該当する規定は不見当である。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。																
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。																
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。																
④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。																
⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。																
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。																
⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。																
⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。																
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —</li> </ul>																

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)